主

- 1 被告は、原告に対し、113万7900円及びこれに対する平成19年1月28日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のそのほかの請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は,その20分の1を被告,20分の19を原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、2069万6825円及びこれに対する平成19年1月28日(訴状送達日の翌日)から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、大学医学部の受験生である原告が、大学医学部受験を専門とする大学受験予備校に入学したのに、大学医学部の入学試験に合格できる程度の講義を受けられなかったとして、この予備校を開設している被告に対し、受講契約に基づく債務不履行に基づいて、原告が被った損害の賠償を求めた事案である。
- 2 前提事実(認定に用いた証拠などは末尾に掲げる。)
 - (1) 当事者など
 - ア 原告は,大学医学部への進学を希望する受験生である。Aはその母親である。
 - イ 被告は,東京都内に,大学医学部及び歯学部受験専門とする大学受験予備校であるB医学院を開設する株式会社である。C講師は,B医学院で,英語担当の講師を務めていた被告の従業員である。
 - (2) 本件各受講契約(甲1,2,乙8)

ア Aは,平成15年12月,当時未成年者(高校3年生)だった原告

を代理して,被告との間で,冬期講習会,合宿特訓(冬期)の受講契約(以下「本件受講契約1」という。)を締結した。

- イ Aは,平成16年3月,当時未成年者だった原告を代理して,被告との間で,本科(高校卒業者を対象とするコース)の基礎強化特訓コース,特設科(大学医学部受験を希望する全受講生を対象とするコース)の個別特訓コースの受講契約(以下「本件受講契約2」という。)を締結した。
- ウ Aは,同年7月,当時未成年者だった原告を代理して,被告との間で,夏期講習会,合宿特訓(夏期)の受講契約(以下「本件受講契約 3」という。)を締結した。
- エ Aは,同年12月,当時未成年者だった原告を代理して,被告との間で,冬期講習会の受講契約(以下「本件受講契約4」という。)を締結した。
- オ Aは,平成17年4月,当時未成年者だった原告を代理して,被告 との間で,特設科の完全個別指導科の受講契約(以下「本件受講契約 5」という。)を締結した。
- カ Aは,同年8月,当時未成年者だった原告を代理して,被告との間で,夏期講習会の受講契約(以下「本件受講契約6」といい,本件受講契約1ないし5とまとめて「本件各受講契約」という。)を締結した。
- キ 原告は、被告に対し、本件各受講契約に基づく受講料として、合計 1122万4825円を支払った。

(3) 英語の講義の状況

- ア 原告が本件各受講契約に基づいて受講した英語の担当講師は,平成 17年7月まで,いずれもC講師だった。
- イ C講師には,遅くても,平成17年4月以降の完全個別指導科の英

語の講義で,遅れて講義を始めたり,講義を途中で打ち切って外出や,受講生を連れての散歩や食事(中抜け)をしたり,講義時間中に学習に関係ない話を長々続けたり,受講生の私的な情報をほかの受講生に話し,受講生の関係を悪くさせるなど,講義態度に問題がみられていた。

- ウ C講師は,平成17年9月3日,被告から解雇された。
- (4) 原告の通学状況
 - ア 原告は,高校卒業後,Aが原告を代理して賃借した東京都杉並区内のDマンションから,B医学院に通っていた。
 - イ 原告は,平成17年11月20日以降,B医学院に通っていない。
- 3 争点及び主張
 - (1) 被告には本件各受講契約に基づく債務の不履行があったか。 (原告の主張)
 - ア 被告には,本件各受講契約に基づいて,原告に対し,大学医学部の 入学試験に合格できる程度の講義をする義務がある。
 - イ(ア) ところが、C講師は、冬期講習会、合宿特訓(冬期)(本件受講契約1)での英語の講義のときから、講義時間中に学習に関係ない話を長々続けたり、受講生の私的な情報をほかの受講生に話し、受講生の関係を悪くさせる、完全個別指導科(本件受講契約5)での英語の講義のときになると、遅れて講義を始めたり、講義の途中で打ち切って外出や食事(中抜け)をしたり、教材にゴシップ紙を使用したり、その場しのぎの計画性のない講義をするようになるなど、その講義態度には終始問題がみられており、大学医学部の入学試験に合格できる程度の講義をしてこなかった。

原告が、C講師から英語の講義を受け続けたのは、被告代表者、 C講師が「今年こそは誠意をもって面倒をみる。」、「今年は絶対合 格させるから。」といわれて、そのことばを信じたからであり、平成17年4月以前の講義には問題がなかったからではない。

(イ) そして,基礎強化特訓コース(本件受講契約2)は,いわゆる コースでの受講であり,原告には教科を選択する自由はなかったし, 実際に,英語を除いて,このコースを受講することも考えられない。 したがって,基礎強化特訓コースの重要な部分である英語の講義に 債務不履行があった以上,このコース全体の講義が,本件受講契約 2に基づく義務に違反したものになる。

また,冬期講習会,合宿特訓(冬期)(本件受講契約1),夏期講習会,合宿特訓(夏期)(本件受講契約3),冬期講習会(本件受講契約4)では,原告は教科を選択することはできるが,実際に,大学医学部の入学試験の中心科目である英語を除いて,これらの講習会などを受講することも考えられない。したがって,これらの講習会などの重要な部分である英語の講義に債務不履行があった以上,これらの講習会などの全体の講義が,本件受講契約1,3,4に基づく義務に違反したものになる。

さらに,個別特訓コース(本件受講契約2),完全個別指導科(本件受講契約5)でも,重要な部分である英語の講義に債務不履行があったほか,基礎強化特訓コースと比べて,個々の受講生の習熟度に応じたきめ細かい指導をすべきだったのに,ほかの科目でもプリント学習に終始し,その場しのぎの計画性のない講義をするだけだったのだから,このコース全体の講義が,本件受講契約2,5に基づく義務に違反したものになる。

(ウ) 以上のとおり、被告は、本件各受講契約に違反して、原告に対し、大学医学部の入学試験に合格できる程度の英語の講義をしてこなかった。

(被告の主張)

ア 被告には、本件各受講契約に基づいて、原告に対し、大学医学部の 入学試験に合格できる程度の講義をする義務があることは争わない。

しかし,受講生の能力には個人差があるのだから,基礎的な学力の 欠ける受講生に対しては,それに合わせた講義を行い,学習の習熟度 に応じて,講義の程度も上げていくべきである。学力の程度にかかわ らず,一律に高度の講義をする義務までは負っていない。

イ(ア) C講師の講義態度に問題がみられたのは,それまでの非常勤講師だったのが専任講師になった平成17年4月から同年7月中旬ころまでの完全個別指導科(本件受講契約5)での英語の講義のときだけである。それ以前には問題はみられなかった。

このことは,原告が,B医学院に通い始めてから,完全個別指導 科での講義を受けるまで,C講師を担当講師に指名しており,被告 に対して何の苦情も述べていないことからも明らかである。

- (イ) 冬期講習会,合宿特訓(冬期)(本件受講契約1),夏期講習会, 合宿特訓(夏期)(本件受講契約3),冬期講習会(本件受講契約4), 個別特訓コース(本件受講契約2)では,C講師の講義態度には問 題がなかった。原告の主張は前提を欠いている。そもそも,英語の 講義に問題があるからといって,ほかの科目を含めた全体の講義が, 大学医学部の入学試験に合格できる程度の講義ではなくなることに はならない。
- (ウ) また,個別特訓コース(本件受講契約2)では,担当講師は, 受講生の学力を考慮し,個々の受講生と相談した上で,市販の参考 書,問題集を使用したり,担当講師が自分で作成したプリントを使 用し,その学力に見合った個別指導をしている。
- (エ) そして,完全個別指導科(本件受講契約5)では,平成17年

4月から同年7月中旬ころまでの完全個別指導科(本件受講契約5)での英語の講義に問題があったことは認めるが,そのほかの科目では問題はみられなかった。そもそも,英語の講義に問題があるからといって,ほかの科目を含めた全体の講義が,大学医学部の入学試験に合格できる程度の講義ではなくなることにはならない。被告は, C講師の講義態度に問題があることが分かってから, C講師を原告の担当から外すとともに,解雇した。原告を含む受講生に対し,ほかの専任講師による英語の補講を無償で実施するなどの代替措置を講じている。

完全個別指導科(本件受講契約5)でも,担当講師は,個別課題, 公開模擬試験の結果を踏まえて,受講生の学力を考慮し,個々の受 講生と相談した上で,市販の参考書,問題集を使用したり,担当講 師が自分で作成したプリントを使用し,その学力に見合った個別指 導をしている。

原告の学力が,完全個別指導科までの指導を通じても,なかなか上がらなかったことは認める。しかし,それは,原告が,もともとすべての科目で基礎的な学力を欠いているだけでなく,担当講師から繰り返し注意されても,講義を欠席がちで,出席しても居眠りが目立つなど,学力,学習意欲に問題があったからである。

(2) 原告が被った損害の有無・額

(原告の主張)

原告は、被告から本件各受講契約に基づく講義を受けるために、被告に対して本件各受講契約に基づく受講料1122万4825円を支払うとともに、賃借したDマンションの賃料447万2000円を負担したのに、そのような講義を受けられなかったことで、これら受講料、賃料相当額の損害を被った。

また、原告は、被告から本件各受講契約に基づく講義を受けられ、そのことで、大学医学部に入学できると期待していたのに、そのような講義を受けられず、18歳から20歳までの貴重な時期を無駄に過ごさざるを得なかったことで、人間不信に陥るとともに、精神的な苦痛を被った。この苦痛を慰謝するための慰謝料は500万円を下回らない。

(被告の主張)

争う。

第3 裁判所の判断

1 認定事実

前提事実,関係証拠(甲1,10~14,17,19,20,乙1~8,証人A,原告本人〔枝番を含む。認定と異なる部分を除く。〕)及び弁論の全趣旨によると,以下の事実が認められる。

(1) 原告は,高校3年生だった平成15年10月ころ,大学医学部への進学を希望するようになった。そのころ,父親が開業している医院に送られてきた雑誌にあった被告の広告を読んで,B医学院に興味を持った。その後,被告のパンフレットを取り寄せたり,Aと一緒にB医学院を訪ねてみて,そこでの印象や,講師陣やバックアップ体制が整っているとの説明を受けて,ここに通うことに決めた。

原告は,この当時,それまでに大学受験予備校の夏期講習,冬期講習を受講していたことはあったが,それまで部活動に熱心に取り組んでいたこともあり,大学医学部への入学するのには基礎学力は足りない状態で,特に数学,英語でそれが目立っていた。

(2)ア 原告は,高校卒業後,Dマンションに引っ越し,平成16年4月から,基礎強化特訓コース,個別特訓コースでの講義を受け始めた。また,夏期,冬期には,夏期講習会,合宿特訓(夏期),冬期講習会に参加した。

- イ(ア) 基礎強化特訓コースは,学力を基礎的なところから着実に向上させることで,比較的難易度の低いとされる新設の医科大学の入学を目標とするコースであり,1クラス6ないし8名の受講生で構成されている。平成16年度は5名の受講生で構成されていた。
 - (イ) 個別特訓コースは,苦手科目を克服するために,基礎強化特訓コースの受講生が,その講義の後に,所定の手続を経て,担当講師から,個別指導を受けるコースである。このコースでは,担当講師は,受講生の学力を考慮し,個々の受講生と相談した上で,市販の参考書,問題集を使用したり,担当講師が自分で作成したプリントを使用し,その学力に見合った個別指導をしている。
 - (ウ) 夏期講習会,合宿特訓(夏期),冬期講習会は,受講生の成績などを考慮して,1クラス8人前後のクラス編成で,基礎強化特訓コースと同様の講義が行われる。
 - (エ) 受講生は,基礎強化特訓コース,個別特訓コース,夏期講習会, 合宿特訓(夏期),冬期講習会では,講義を担当する講師を選ぶこ とはできない。
- ウ(ア) 基礎強化特訓コース,夏期講習会,合宿特訓(夏期),冬期講習会では,始めにどこまで講義するのか説明がなかったり,時間が足りず説明された範囲まで講義が受けられないことがあった。
 - (イ) また,個別特訓コースでは,担当講師が自分で作成したプリントを使用されたことがあった。
 - (ウ) そして, C講師は, 冬期講習会, 合宿特訓(冬期), 基礎強化特訓コース, 夏期講習会, 合宿特訓(夏期), 冬期講習会で, 講義時間中に学習に関係ない話を長々続けたり, 受講生の私的な情報をほかの受講生に話し, 受講生の関係を悪くさせたり, 終了時間前に講義を終わらせることがあった。

しかし,原告を含む受講生が,被告に対し,このことで苦情を述べたり,担当講師の交代を求めたことはなかった。

- (3)ア 原告は,平成17年4月から,完全個別指導科での講義を受け始めた。また,同年8月には夏期講習会に参加した。
 - イ(ア) B 医学院では,平成17年4月から,完全個別指導科が新設されることになった。

完全個別指導科は、受講生が、あらかじめ個別指導料を払い込んだコマ数(講義を受けられる回数)の範囲で、1年間を通じて、受講生が選んだ科目について、受講生が指名した担当講師から、個別指導を受けるコースである。このコースでも、担当講師は、個別課題、公開模擬試験の結果を踏まえて、受講生の学力を考慮し、個々の受講生と相談した上で、市販の参考書、問題集を使用したり、担当講師が自分で作成したプリントを使用し、その学力に見合った個別指導をしている。その結果は「個別特訓報告書」にまとめられ、保護者に送られる。

指名を受けた担当講師は,担当したコマ数が週13コマを超えると,被告から,超えた分について手当を支給される。

- (イ) 夏期講習会は,昨年度と違って,担当講師が,受講生2人に対し,講義をしていた。講義の進め方は,担当講師と受講生が話し合って決めていた。また,担当講師は,受講生の希望を踏まえて,被告が決めていた。
- ウ(ア) 原告は,自宅に戻っていたとき,電話で自分を指名するよう求められたことから,C講師を完全個別指導科での英語の担当講師に指名した。C講師は,原告を含めて,4名の受講生から指名を受けていた。
 - (イ) 被告は、それまでの非常勤講師だった C 講師の勤務成績・態度

に問題がみられなかったことから,平成17年4月から,専任講師として採用した。

ところが、C講師は、そのころから、講義時間中に学習に関係ない話を長々続けたり、受講生の私的な情報をほかの受講生に話し、受講生の関係を悪くさせたり、終了時間前に講義を終わらせるだけでなく、遅れて講義を始めたり、講義を途中で打ち切って外出や、受講生を連れての散歩や食事(中抜け)をするため、それまでよりも講義の時間が短くなったり、教材にゴシップ紙を使用する、講義が本科での講義と同じだったり、受験に重要な長文読解を軽視し、英文法・単語・熟語に偏るようになった(甲15・乙3と乙2を読み比べると、長文読解の講義時間数が減っている。)、勝手に講義時間の延長の扱いをする(担当講師は手当を受けられることがあるが、受講生には個別指導料の負担が生じることを意味する。)など、その講義態度、講義内容が目立って悪くなった。

受講生の中には、被告に対し、このことで苦情を述べたり、C講師の交代を求める者も出てきた。

- (ウ) 被告では、同年8月1日から、C講師を原告の担当から外し、 別の講師に担当させた。
- (エ) 完全個別指導科でも,担当講師が自分で作成したプリントを使用されたことがあった。

(4) 原告の学習状況

ア 原告は、平成16年4月から4か月くらいは、予習をした上で、遅刻することなくB医学院に通っていた。しかし、その後は、1日の講義が終わった後に、1日2、3時間程度の復習はしていたが、朝が苦手だったこともあり、遅刻や欠席が目立つようになった。また、もともと集中力が続かず根を詰めて勉強するのが苦手だったこともあり、

完全個別指導科での講義を受けるころになっても, C講師だけでなく ほかの科目の講師からも,講義中の集中力,注意力が足りないため, 予定していたところまで進めることができない,日々の学習,復習が 足りないため,前に学んだことが定着せず,忘れていたり,あいまい になっているとの指摘を受けていた。

- イ 原告の学力は,B医学院に通っている期間を通じて,目立った変化がみられず,大学医学部の入学試験に合格できる程度には達していなかった。B医学院の学院長ら担当講師からは,どの大学医学部の入学試験を受けるのがいいか指導,助言を受けていない。
- ウ 原告は,B医学院に通うのを止めて,自宅に戻った後,仙台市内にある大学受験予備校に通って,大学医学部の受験勉強を続けている。現在,平日には毎日5,6時間の自習をしており,化学,生物の学力は目立っての変化はないが,数学,英語の学力は徐々に上がってきている。

2 争点(1)についての検討

- (1) 原告は、「被告には、本件各受講契約に基づいて、原告に対し、大学 医学部の入学試験に合格できる程度の講義をする義務があるのに、C講 師は、平成15年12月の冬期講習会、合宿特訓(冬期)での英語の講 義のときから、大学医学部の入学試験に合格できる程度の講義をしてこ なかったから、被告は本件各受講契約に基づく義務を怠っている。」と 主張する。
- (2) C講師の講義態度,講義内容は,前記認定のとおり,平成17年4 月からの完全個別指導科での講義で,目立って悪くなっている。

そうすると、完全個別指導科では、本科の基礎強化特訓コースと比べて、講師にはより質の高い講義の内容、程度が求められているとみるのが相当であることや、講義時間の延長の扱いをして、経済的な負担を生

じさせるだけでなく、その対応を余儀なくさせることで、学習の妨げになりかねない状況を作り出していることや、ほかの受講生から苦情や担当講師の交代を求められていたことからすると、この当時の原告の学力や講義中の集中力、注意力が足りないため、予定していたところまで進めることができないといった受講態度を考慮しても、C講師が担当していた平成17年4月からの同年8月1日までの完全個別指導科での英語の講義は、大学医学部の入学試験に合格できる程度の講義をしていたとは認められない。

(3) 他方で,完全個別指導科は,前記認定のとおり,受講生が選んだ科目について,受講生が指名した担当講師から,個別指導を受けるコースである。C講師が担当した講義が大学医学部の入学試験に合格できる程度の講義でなかったからといって,ほかの講師が担当した講義も同じということにはならない。

そして、本件全証拠を検討しても、ほかの講師が、完全個別指導科での講義で、大学医学部の入学試験に合格できる程度の講義をしていなかった様子はうかがわれない。前記認定のとおり、担当講師が自分で作成したプリントを使用されたことがあったが、このコースでは、市販の参考書、問題集を使用したり、担当講師が自分で作成したプリントを使用して、個別指導がされているのだから、このことだけで、この講義に問題があったとみることはできない。

(4)ア C講師は,前記認定のとおり,冬期講習会,合宿特訓(冬期),基礎強化特訓コース,夏期講習会,合宿特訓(夏期),冬期講習会,個別特訓コースでの講義で時間中に学習に関係ない話を長々続けたり,受講生の私的な情報をほかの受講生に話し,受講生の関係を悪くさせたり,終了時間前に講義を終わらせることがあった。

しかし,このC講師にみられる講義態度は,平成17年4月以降に

みられるものと比べて、その問題の程度は小さい。原告を含む受講生が、被告に対し、このことで苦情を述べたり、担当講師の交代を求めていない。 C講師に求められたからとはいえ、原告を含めて、4名の受講生が、C講師を完全個別指導科での英語の担当講師に指名している。それまでの英語の学力は、ほかの科目と比べて、目立った変化、違いをみせていない。

このような事情からすると、C講師が担当していたこれらの講義は、問題があることは否定できないが、大学医学部の入学試験に合格できる程度の講義ではないとまでは認められない。

- イ また,本件全証拠を検討しても,ほかの講師が,冬期講習会,合宿特訓(冬期),基礎強化特訓コース,夏期講習会,合宿特訓(夏期),冬期講習会,個別特訓コース,夏期講習会での講義で,大学医学部の入学試験に合格できる程度の講義をしていなかった様子はうかがわれない。前記認定のとおり,基礎強化特訓コース,夏期講習会,合宿特訓(夏期),冬期講習会では,始めにどこまで講義するのか説明がなかったり,時間が足りず説明された範囲まで講義が受けられないことがあったほか,個別特訓コースでも,担当講師が自分で作成したプリントを使用されたことがあったが,受講生の中で,被告に対し,これらのことで苦情を述べたり,担当講師の交代を求める者がいた様子はうかがわれないし,関係証拠(甲1~4)によると,被告では,相応の合格実績を上げていることや,個別特訓コースでも,市販の参考書,問題集を使用したり,担当講師が自分で作成したプリントを使用して,個別指導がされていることからすると,これらのことだけで,この講義に問題があったとみることはできない。
- (5) 以上のとおり、被告は、本件受講契約5に違反して、C講師が担当 していた平成17年4月からの同年8月1日までの完全個別指導科での

英語の講義で,原告に対し,大学医学部の入学試験に合格できる程度の 講義をしなかったことは認められるが,このコースでのほかの科目の講 義,冬期講習会,合宿特訓(冬期),基礎強化特訓コース,夏期講習会, 合宿特訓(夏期),冬期講習会,個別特訓コース,夏期講習会での講義 で,大学医学部の入学試験に合格できる程度の講義をしなかったことは 認められない。

3 争点(2)についての検討

(1) 受講料相当額

認容額・83万7900円

前記判断のとおり、被告は、本件受講契約5に違反して、C講師が担当していた平成17年4月からの同年8月1日までの完全個別指導科での英語の講義で、原告に対し、大学医学部の入学試験に合格できる程度の講義をしなかった。原告は、このことで、この英語の講義に対する個別指導料相当額の損害を被ったと認められる。関係証拠(甲8)によると、その額は83万7900円であると認められる。

(2) 賃料相当額

認容額・0円

前記判断のとおり、被告は、本件受講契約5に違反して、C講師が完全個別指導科での英語の講義で、原告に対し、大学医学部の入学試験に合格できる程度の講義をしなかったことは認められるが、このコースでのほかの科目の講義、それ以前の講義で、そのような講義をしてこなかったとは認められない。その不履行の期間、程度からすると、C講師が完全個別指導科で大学医学部の入学試験に合格できる程度の講義をしなかったことにより、平成17年4月分以降に限ってみても、賃料相当額の損害が生じたとまでは認められない。

(3) 慰謝料

認容額・30万000円

原告は、C講師から完全個別指導科で大学医学部の入学試験に合格できる程度の講義を受けられなかったことにより、受講料を無駄にしただ

けでなく、受験勉強のための貴重な時間も無駄にし、人間不信に陥るとともに、精神的な苦痛を被ったことが認められる。その苦痛を慰謝するための慰謝料は30万円とみるのが相当である。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、113万7900円及びこれに対する平成19年1月28日(訴状送達日の翌日)から支払済みまで民法で定める年5パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める部分は理由があるから認容し、そのほかの部分は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法64条本文、61条、仮執行の宣言について同法259条1項を適用して(相当ではないから、訴訟費用の負担を求める部分には、この宣言を付さない。)、主文のとおり判決する。

仙台地方裁判所第1民事部

裁判官

近 藤 幸 康